

## 糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業 事業所用太陽光発電等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、糸島市における脱炭素を推進するため、市内の事業所に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置する市内の事業者に対し、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)」を活用し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(以下「交付金交付要綱」という。)及び糸島市補助金等交付規則(平成22年1月1日規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)事業所 糸島市内に所在し、事業活動が行われる家屋をいい、住宅の用に供する家屋(付属する車庫等の家屋、設備を含む。)を除くものとする。ただし、併用住宅の床面積のうち事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上のものは事業所として扱うものとする。

(2)事業者 別表第1に規定する者のうち、糸島市内の事業所において現に事業活動を営んでいる者をいう。

(3)補助対象設備 太陽光発電設備及びその附帯設備として導入される蓄電池設備をいう。

(補助対象設備の要件)

第3条 補助対象設備の詳細な要件は、別表第2に定める。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第3に定める要件をすべて満たす者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第4に定める。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する交付申請期限の日までに、事業所用太陽光発電等設置補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第6に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請は、提出を要する書類の不備がない状態をもって受け付けるものとし、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行う。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び補助金交付決定額を決定し、事業所用太陽光発電等設置補助金交付等決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(補助事業の着手)

第9条 申請者は、前条の規定による交付決定の前に、補助対象設備の設置(以下「補助事業」という。)に着手してはならない。なお、契約またはこれに類する行為を着手とみなす。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の事業計画を変更しようとするとき、または補助事業を廃止しようとするときは、事業所用太陽光発電等設置補助金変更等承認申請書(様式第3号)に別表第6に掲げる書類のうち当該変更にかかる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の変更にお

いて、次の各号に定める事項の全てに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 補助事業にかかる費用のうち、補助対象経費及び補助金交付決定額に増減が生じない変更を行う場合
- (2) 補助対象設備等の出力値等の変更を伴わない変更を行う場合
- (3) その他補助事業の実施に影響を与えないと認められる軽微な変更を行う場合  
(変更等の承認決定)

第11条 市長は、前条の規定による変更等の承認申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、当該変更等の承認の可否を決定し、事業所用太陽光発電等設置補助金変更等承認決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。ただし、変更等の承認に伴う補助金交付決定額は、第8条の規定により決定された補助対象設備ごとの補助金交付決定額を超えない範囲で決定する。

(状況報告)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行に関する状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了日(補助事業者から施工事業者への補助事業にかかる代金の支払日、または施工事業者から補助事業者に対する補助対象設備の引き渡しが行われた日のいずれか遅い日)以後、市長が指定する実績報告期限の日までに、事業所用太陽光発電等設置補助金実績報告書(様式第5号)に別表第7に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する実績報告期限の日までに補助事業者が実績報告を行うことができない正当な理由があると認められ、かつ当該会計年度内に補助金の交付が可能である場合には、市長が指定する実績報告期限の日を超過した日においても提出することができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査するとともに、必要と認められる場合には現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業所用太陽光発電等設置補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日以後に、事業所用太陽光発電等設置補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとし、市長はこれにより補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による通知を受けた後において、補助金に関して違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額した実績報告書を第13条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、第14条に準じて補助金の額の再確定を行うものとする。
- 3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第17条 市長は、補助事業の全部または一部の廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令等または法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (4) 天変地異その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により、補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合であって、第1項第1号から第3号の規定による交付決定の取消である場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の管理義務等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、市長の承認を受けずに、別表第8に定める補助対象設備の法定耐用年数の期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、または取壊し(以下、「財産処分等」という。)を行ってはならない。なお、財産処分等をしようとするときは、あらかじめ事業所用太陽光発電等設置補助金財産処分等承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により取得財産等の財産処分等を行う場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、その承認の可否を決定し、事業所用太陽光発電等設置補助金財産処分等承認通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。なお、承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準(以下「承認基準」という。)」の規定に準じる。

4 承認基準第4の規定による財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 市長は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部または一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(自家消費量の報告)

第19条 補助事業者は、市長が指定する期間における発電電力量や自家消費量等の実績について報告を求める場合、市長が指定する方法により報告しなければならない。

2 市長は、前項による報告の結果、売電等の状況によって収益納付を求めることができる。

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等について処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(協力)

第21条 補助事業者は、市長が次に掲げる事項について協力を求める場合、協力するように努めるものとする。

(1) 太陽光発電設備等の導入に関するアンケート調査への回答

(2) 広報紙等への記事掲載

(3) 環境省九州地方環境事務所による書類審査及び現地調査、会計検査院による会計実地検査等への対応

(4) その他市長が特に必要と認めることへの対応

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

別表第1(第2条関係) 事業者の定義

<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社</p> <p>(2)法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等</p> <p>(3)医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人</p> <p>(4)社会福祉法(昭和27年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>(5)私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人</p> <p>(6)個人事業主</p>
--

別表第2(第3条関係) 補助対象設備の詳細な要件

補助対象設備	要件
共通事項	<p>①商用化され、導入実績があること</p> <p>②中古設備でないこと</p> <p>③既存設備の増設でないこと(既存設備が自家消費をしない全量売電の場合は増設とは扱わない。)</p> <p>④補助対象設備を設置する事業所における電力使用の30分値などを考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備の設置や蓄電池設備の同時導入等によって発電電力量の50パーセント以上を自家消費すること</p>
(1)太陽光発電設備	<p>①糸島市内の事業所の屋根に設置するものであること</p> <p>②太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が50kW未満の設備であること</p> <p>③電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと</p> <p>④別表第8に規定する法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと</p> <p>⑤再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しないこと</p> <p>⑥再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行うこと(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)</p> <p>(a)地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b)関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c)防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d)一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について(資源エネルギー庁)」を参照のこと。</p> <p>(e)20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置すると</p>

	<p>ともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。</p> <p>(f)電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g)設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h)接続契約を締結している一般送配電事業者または特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i)防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j)補助対象設備を処分する際は、関係法令(糸島市の条例等を含む。)の規定を遵守すること。</p> <p>(k)10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(l)10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p>
(2)蓄電池設備	<p>①(1)の設備の附帯設備として導入するものであること</p> <p>②原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時にも充放電を繰り返すことを前提とした設備であること</p> <p>③停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと</p> <p>④1kWhあたりの価格が11万9千円(工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。)以下となるよう努めること(上記の価格以上でも補助対象となるが、複数設備の比較により導入設備を選定するように努めること)</p> <p>⑤蓄電容量が20kWh超の業務用蓄電池設備であること</p> <p>⑥糸島市火災予防条例(平成22年1月1日条例第179号)で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること</p>

別表第3(第4条関係) 補助対象者の要件

要件	内容
(1)補助対象設備の所有	補助対象設備の設置費を負担し、当該設備を所有する者。
(2)現に事業活動を営んでいること	第7条に規定する交付申請の時点において、補助対象設備を設置する事業所において事業活動を営んでいる者。
(3)補助対象設備を設置する事業所	次のいずれかに該当する者。 ①補助対象設備を設置する当該事業所の所有者(他の者と共有する場合を

の所有	含む。 ②当該事業所への補助対象設備の設置について当該事業所の所有者の承諾を受けている者。
(4)市税の納税状況	糸島市税を滞納していない者。
(5)補助金の交付状況	①申請を行う日の属する年度において、本事業の補助金の交付決定を受けたことがない者(補助金の交付決定を受けられる回数は、各年度につき1回までとする)。 ②本申請における補助対象設備に対して、国費を財源とする他の補助金または糸島市が実施する他の補助金を受けていない者、または受ける予定がない者。
(6)暴力団の排除	①糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員でない者(法人である場合は、その役員を含む)。 ②糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない者(法人である場合は、その役員を含む)。

別表第4(第5条関係) 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費(これに要する運搬費、保管料を含む)
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費(公共工事設計労務単価表を参考とすること)
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
		共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用(必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること)
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

別表第5(第6条関係) 補助金の額

補助対象設備	補助金の額等
(1) 太陽光発電設備	<p>①太陽光発電設備の出力値(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値。以下「出力値」という。)に1kWあたり5万円を乗じて得た額とする。ただし、出力値はkW表示の小数点以下を切り捨てた値を用いる。</p> <p>②①にかかわらず、太陽光発電設備にかかる補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)を出力値で除して得た額が5万円に満たない場合は、その額(1,000円未満の端数を生じたときは切り捨てる。)に出力値を乗じて得た額とする。ただし、出力値はkW表示の小数点以下を切り捨てた値を用いる。</p> <p>③①または②による補助金の額は、20kWに相当する額を限度とする。</p>
(2) 蓄電池設備	<p>当該設備にかかる補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)を蓄電容量(kWh表示で小数点第2位以下は切り捨てる。)で除して得た1kWhあたりの経費の額に応じて、以下の方法により補助金の額を求める。ただし、20kWhに相当する額を限度とする。</p> <p>①1kWhあたりの経費の額が189,000円を超える場合は、1kWhあたりの補助金の額を63,000円とする。</p> <p>②1kWhあたりの経費の額が189,000円以下の場合は、当該設備にかかる補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を生じるときはこれを切り捨てる。)とする。</p>

別表第6(第7条関係) 交付申請書に添付する書類

種類	書類の内容
(1) 申請者関係	<p>①申請者が事業者であることの確認書類</p> <p><b>【法人の場合】</b>          商業・法人登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内。インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可)</p> <p><b>【個人事業主の場合】</b> ア及びイ          ア)開業届または直近の確定申告書、市県民税申告書の写し          イ)市長が別途指定する本人確認書類の写し          (公的機関が発行した顔写真つきの書類) 1点提出          マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等</p>

	<p>(公的機関が発行した顔写真つきの書類がない場合) 2点提出 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等</p> <p>②委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し 受任者が個人事業主の同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し</p>
(2)設備関係	<p>③設備設置費用の見積書の写し ア)導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されているもの(補助対象設備を「一式」とは記載しないこと) イ)設備費及び工事費に値引きがある場合は、値引き後の額をもとに作成しているもの(やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引きの対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書を別途添付すること)</p> <p>④補助対象設備の設置予定図 ア)太陽電池モジュールの取付位置・方法等を記載した屋根伏図 イ)パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び附帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図</p> <p>⑤施工前のカラー写真 ※指定様式に貼付。別に定める注意事項に沿って撮影すること。</p>
(3)その他	⑥その他市長が必要と認める書類

別表第7(第13条関係) 実績報告書に添付する書類

種類	書類の内容
(1)設備関係	<p>①設備設置に関する契約書(注文書等)の写し</p> <p>②代金等の支払を証する書類(領収書または銀行振込明細書)の写し</p> <p>③補助対象設備の設置図(屋根伏図、平面図または間取図に設置状況を記載したもの)及び単線結線図 ※単線結線図は、一般送配電事業者に提出した系統連系資料のもの。</p> <p>④登録小売電気事業者との非FIT売電契約書の写し ※余剰売電を行う場合に提出(FIT・FIPの認定を受けた売電は不可)。 ※余剰売電を行わない場合は「系統連系承諾書」または「系統連系に係る契約のご案内」の写しを提出。</p> <p>⑤施工後のカラー写真 ※指定様式に貼付。別に定める注意事項に沿って撮影すること。</p>
その他	⑥その他市長が必要と認める書類

別表第8(第18条関係) 法定耐用年数

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池設備	6年